

総務産業常任委員会記録

日 時 令和3年6月28日（月曜日）13時30分～15時24分

場 所 議員控室

出席者 逢坂委員長、磯野副委員長、船本委員、阿部委員、工藤委員、森議長
ワザハバ 村田議員、平山議員、舟見議員、金木議員、小寺議員

事務局 豊島局長、嶋元係長

逢坂委員長

今日のご苦労さまでございます。ただいまから総務産業常任委員会を開催いたします。

本日の調査議題ですが、1件は、4月から既に運用が開始されております防災行政無線運用開始状況について、もう1件は、地域振興課で指定管理者制度について、この2件について調査をしてまいりたいというふうに思っております。それぞれ担当課より説明を受けまして、その後質疑等を受けて進めてまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。それでは、座って進行させていただきます。

最初に、総務課の防災行政無線運用開始状況について、担当課長である敦賀課長よりご説明よろしく願います。

1 防災行政無線運用開始状況について

説明員 総務課 敦賀課長、山田係長

敦賀課長 13:31～13:32

本日は大変お忙しい中総務産業常任委員会で説明する機会をいただきまして、どうもありがとうございます。羽幌町防災情報伝達システム防災infoはぼろにつきましては、先ほど委員長からもお話がありまして、本年3月からの試験運用を経て4月から本稼働しておりますが、現在のところ順調に運用している状況でございます。本日はこれまでの取組状況だとかシステムの登録、設置状況、配信内容などにつきましてご説明いたしますが、委員の皆様からのご意見をいただきながら、今後もよりよい防災情報等の発信に努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、資料につきましては総務係長の山田よりご説明いたします。

山田係長 13:32~13:51

総務係の山田です。よろしくお願いします。失礼ですけれども、座って説明させていただきます。

それでは、私のほうから、今年の4月から運用を開始しました防災情報伝達システム防災 i n f o はぼろの進捗状況について5つの項目に分けて説明させていただきます。まず初めにこれまでの経過、2つ目にシステムの構成、3点目が受信端末の整備状況、4点目に情報配信の種類及び内容等、そして5点目として当面の課題ということであります。資料は上下に分かれておりまして、右下にページ数を記載しております。説明の中でページ番号を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

それでは、下段の2ページ目に移りまして、大きな項目1点目の経過について説明いたします。災害などが発生した際、最も重要となるのが情報であります。今何が起きているのか、どのような状況か、避難に関する情報は出ているのか、どのような行動を取ればいいのか、分からないと不安になってしまうものでありますけれども、このような不安を少しでも解消するために整備しましたのが防災 i n f o はぼろでありまして、町民の皆様に対して正しい情報を迅速に伝えるシステムでございます。4月1日から本格運用を開始しましたが、役場庁舎内に設置しましたサーバー、配信用パソコンから携帯電話の電波やインターネットを利用して情報を配信するものであります。これまで一斉に伝えられる同報系のシステムといたしましては、市街地区においては消防用スピーカーのみでありましたが、防災 i n f o はぼろの整備によりまして情報伝達手段が拡充されました。また、後ほど説明いたしますが、様々な受信方法、マルチデバイス対応により、世帯だけでなく個人まで提供範囲が広がり、再生機能による聞き直しですとか履歴で残る文字によりましていつでも確認できるというのが大きな特徴となっております。

3ページ目を御覧ください。本町の情報伝達全般の流れを示したものでございます。町民の皆様へお伝えする手段は様々あるのですが、避難情報など羽幌町から緊急情報をお伝えする手段としましては、これまでも広報車ですとか消防のスピーカー、そして北海道と接続している防災情報システムというのがあったのですけれども、それに加えまして点線で囲んでおります防災 i n f o はぼろが加わり、情報伝達の多重化という点で今後期待できるものというふうに考えております。

4ページ目に移りまして、運用開始までの経過であります。昨年5月に本委員会で説明させていただいた以降の内容でございます。昨年6月定例会で契約締結の議決をいただきまして、7月から業務着手しまして、以降委託業者との協議を重ねながら進めてきております。10月には離島地区の屋外スピーカーの取替えを終えております。年が明けて本年1月、Jアラートと連結するための庁舎内に置く自動起動装置の設置ですとか、

対象世帯に配布する戸別受信機を納品いたしまして、2月には住民説明会ということで、説明に併せて戸別受信機の配布というものを開始しております。説明会につきましては、新型コロナウイルスの関係で混雑を避けるという点から、比較的会場のキャパが大きい施設で実施したということになります。市街地区については、残念ながら悪天候で中止した会場もあったのですけれども、7会場で開催しまして、51名の方にご参加いただいております。離島地区につきましては、季節的に冬だったということもありまして、フェリーの状況に左右されてしまいまして予定を大きくずらしてしまったのですけれども、各島回ることができまして、結果的に職員が一軒一軒自宅を訪問して説明しながら端末を配布してきたというところでありまして、そして、システムの不具合調査ですとか配信操作に慣れるという点で3月から試験運用を開始しまして、4月から本格運用を始めたというような形になります。

5ページに移りまして、防災 i n f o はぼろの導入に向けた周知、広報の状況であります。昨年の広報はぼろ10月号で導入の趣旨ですとか特徴などを掲載して以降、基本的に毎月チラシや広報紙で御覧の内容について周知を行っております。運用開始後につきましては、スマートフォンアプリのインストールの促進ですとか戸別受信機の貸出しについて継続して呼びかけているところでありまして。

6ページになりますが、紙媒体での周知と併せまして町ホームページへの掲載、さらには公共施設にポスターを掲示しましてアプリのインストールなど、広く活用を呼びかけているところでありまして。

7ページを御覧ください。大きな項目の2つ目、システムの構成であります。情報配信の大まかな流れを図で示したものであります。この図につきましては昨年5月の委員会で説明した内容と変わっておりませんので、説明は省略させていただきます。

8ページを御覧ください。次に、情報配信の仕組みでございます。初めに、左上の図であります。実際に情報を配信する際のパソコンの画面を表示しているものでございます。配信する地域ですとか、どの端末に配信するか、情報区分は防災情報なのかお知らせなのかなどを選択し、配信する内容を登録します。よく使う配信はあらかじめテンプレート化しておくこともできますほか、指定した日時に配信を予約するスケジュール配信も可能となっております。右下については、配信した情報の到達状況を示した画面表示になります。双方向通信となっておりますので、各受信端末の位置情報を取得して、その情報を地図上でピンで表示しているものでございます。スマートフォンの場合は位置情報サービス使用の有無を選択していただくことになるのですけれども、ここの画面で情報の到達、既読だとかのステータスが即時に集計されまして、全体の情報把握が可能なことになっております。

9ページを御覧ください。3点目、受信端末の整備状況ということで、ここからは各受信端末の現時点での貸与等の状況について説明いたします。初めに、音声専用户別受信機ですが、機器といたしましてはボタンを操作するだけで細かな設定が要らない、情報を受信すると自動でチャイムや音声読み上げを行う屋内版のスピーカーでございます。乾電池でも駆動しますので、停電時でも情報を受け取ることができます。音量もボタン設定、利用者の設定で自由に変えられますけれども、緊急情報は設定にかかわらず最大音量で知らせる仕様となっております。現時点では対象世帯、施設合わせて271台貸出または設置をしております、内訳はそこに記載しておりますが、全員が携帯電話を持っていない世帯が59台、ガラケーは持っているけれどもメールが使えないといった世帯が57台、要介護認定を受けている方、身体障がい者手帳をお持ちの方ですとか避難行動要支援者がいる世帯で119台、指定避難所や要配慮者関連施設、公共施設設置分として36台となっております。

続いて、10ページを御覧ください。次に、文字表示機能付戸別受信機、いわゆるタブレット型端末でございます。機器の特徴としましては市販されている端末と差異はございませんけれども、システムとして見ますと通知音と文字情報により情報伝達するものでございます。また、添付ファイル機能もありまして、画像を用いて情報を伝えることも可能となっております。主な用途としましては離島地区で整備していましたIP電話機の代替としての利用でありますけれども、現時点では266台貸出または設置している状況となっております。内訳につきましては、天売地区に住まれている世帯で131台、焼尻地区で105台、島内の指定避難所ですとか要配慮者関連施設、公共施設等で28台となっております。また、聴覚障がいを事由として身体障がい者手帳をお持ちの方がいる世帯にも配布することとしておりまして、2台貸与しているというようなことになっております。

11ページを御覧ください。次に、屋外受信機、離島地区に設置しているスピーカーでございます。IP告知放送システム事業で整備しました12本の電柱をそのまま活用しまして、インフォカナル用の受信機に取り替え、さらにアンプとホーンも経年劣化しておりましたため、本事業に合わせて更新したものであります。設置場所、ホーンの向き、数量については、これまでと変更はございません。

12ページを御覧ください。続いて、スマートフォンアプリ、登録制メールについてであります。携帯電話を利用したシステムならではの受信媒体と言えますけれども、近年のICTの発展によりまして保有者の割合が高いモバイル端末を利用した情報伝達として構築したものでございます。スマートフォンやタブレット用のアットインフォカナルというアプリを利用するもので、このアプリについては全国、他の自治体も導入してい

るものでありますが、羽幌町を購読設定することでプッシュ通知による情報伝達が可能となります。現時点で羽幌町を購読設定している件数としましては1,055件というふうになっております。また、スマホだけでなくガラケーを持っている方でも情報が受け取れるよう登録制メールシステムも導入しておりまして、現在の登録者数は63件というふうになっております。

13ページに行きまして、スマートフォンアプリ登録者数の推移をグラフで表したものでございます。今年の2月からアプリの提供を開始いたしまして、3月の試験運用の開始時点では485件が登録されております。4月の本格スタート時には830件余りに増加しまして、6月に入りまして1,000件を超えたというような状況になっております。

14ページに行きまして、これまで申し上げました各端末の整備状況をまとめたものになります。運用開始後間もなく3か月となりますけれども、引き続き必要な世帯に端末が行き渡るよう努めていきたいというふうに考えています。

15ページに行きまして、4点目に移ります。情報配信の種類及び内容等についてでありますけれども、まず1つ、国から配信される情報であります。基本的に町内全域を対象に出される情報で、緊急時など対処に時間的余裕がない事態が発生したときに出されるJアラートを自動起動により配信するというようなものになります。内容としましては表に記載のとおりなのですけれども、気象庁から出される大雨や暴風などの特別警報ですとか、推定震度4以上の緊急地震速報、津波警報、津波注意報が発表されたときに出される情報、近隣諸国からの弾道ミサイル通過など有事発生の際に国が出す国民保護情報です。これらの情報についてはいつ発生するか分からないものでありますので、深夜、早朝問わず配信されるというようなものになります。また、Jアラートについては、携帯電話会社にも情報が送られていきますので、携帯電話の各キャリアから端末を持っている方に直接配信されることになっております。一番下なのですけれども、国では緊急時Jアラートがきちんと配信できるよう、各自治体で整備している受信機などの作動テストを踏まえた一斉試験を行っておりまして、その配信が年3回ほど予定されております。今年度については5月19日に1回目を実施しておりまして、本町も全ての受信端末に配信を行いまして動作の確認を行っているところであります。今後は10月と来年2月に予定されておりますので、事前に周知していきたいというふうに考えております。

次に、16ページに移りまして、町が配信する情報でございます。これについては町内全域または市街地区、離島地区など地域を特定して配信するものになりまして、大きく防災情報とお知らせに区分して配信することとしております。まず、防災情報の内容なのですけれども、緊急の区分としまして、この5月から改められたところではありますが、高齢者等避難ですとか避難指示といった町が発令する避難情報、また避難所の開設が必

要になったときに呼びかける情報、そのほか緊急にお知らせしなければならない情報については深夜、早朝問わず配信することとしております。また、これらの情報については、本システム以外にも道の防災情報システムを併用して配信していくこととなります。続いてその下、通常の区分として配信する防災情報ですが、想定しておりますのは災害発生後の避難所の生活などに関する情報ですとか、台風や大雨ですとか、あらかじめ自然災害が予測される場合の注意喚起、あと防災に関する啓発情報などを配信することとしております。これについては、町民の皆様がお休みになっている深夜や早朝は原則除いて配信することを考えております。

次に、17ページに移りまして、お知らせについてであります。災害対策基本法でも市町村は災害から住民の命等を守る対策を講じることになっておりまして、緊急時に住民に情報を提供することは重要な責務と考えられております。その重要な手段の1つとして今回整備した防災 i n f o はぼろなのですが、災害時など緊急時に情報配信するのですけれども、その性格上、いざというときに予定どおり機能しなければ意味をなさないものでございます。システムの良好な状態を維持する観点から、防災以外の行政情報を日頃から配信することで機器の点検、運用管理ということで行っていきたいというふうに考えております。それで配信するのがお知らせというものになります。想定しております内容としましては、最近都市部でも熊の出没という報道もありますけれども、熊や鹿などの野生動物が出没した際の注意喚起ですとか行方不明になられた方の情報、これらについては事案が発生した際、必要に応じて配信したいというふうに考えております。このほか各種行事の案内、制度周知などの行政情報としては定期として曜日や時間を決めた上で配信することとしておりまして、現在は毎週月曜日と木曜日に配信しているというふうになっております。

18ページに行きまして、これまで町が配信した情報の一覧、主なものになりますけれども、一覧で表しているものです。毎週2回の定期情報としては、Jアラート試験放送の周知ですとか、新しくなった避難情報、あと新型コロナウイルス感染防止の注意喚起、このほか広報等でお知らせする内容を配信しております。随時配信としましては、市街地区で熊の足跡が見つかったということで注意を呼びかける情報ですとか、ワクチン接種に関するお願いなどを配信してきております。コロナ禍ということでなかなか事業やイベントができない中、配信は注意喚起の情報の繰り返しというようなことになっておりますけれども、今後もイベントや事業だとか、そういった様々なお知らせを配信していきたいというふうに考えております。

最後、19ページに行きまして、これまで進捗状況を説明させていただきましたが、多くの方に情報が届けられなければシステム導入の成果は果たしていけないというふうに

考えております。引き続き広報等で呼びかけていくほか、各種イベントなどに出向いてPRを行ってまいりたいというふうに考えております。また、2点目の戸別受信機については、これまでも周知を重ねて対象となる世帯からの申請、手挙げ方式により貸与を進めてきたのですけれども、限度もあるのかなということで考えております。新型コロナ感染症の影響もありまして接触機会を避けるというような部分もありますけれども、今後は違った視点から、例えば町内会との連携など地域の皆様からの情報もいただきながら、対象世帯の把握、設置促進に努めていきたいというふうに考えているところであります。委員の皆様はじめ町民の皆様のご意見をいただきながら、よりよいものにしてまいりたいと考えておりますので、今後ともよろしく申し上げます。

簡単ではありますが、私のほうの説明を終わらせていただきます。

逢坂委員長

ありがとうございます。ただいま説明を受けましたので、これから質疑、答弁を受けたいと思います。発言、答弁については、それぞれ挙手にてよろしく願いをいたします。

それでは、何かございませんか。

— 主な協議内容等（質疑） — 13:51～14:20

磯野副委員長 お聞きしたいことが1つあって、機器のトラブル、それから利用者の意見だとかクレーム等ありましたら教えていただきたいのですけれども。

山田係長 機器のトラブルといったものはないのですけれども、利用者からの意見といたしまして、天売のほうなのですけれども、スピーカーの音質が変わったということで音割れがするというので、音割れを解消したというようなケースはございます。音声そのものの音量を変えて適用することで音量を小さくというか、聞きやすくするというような改善をしたというのがございます。

磯野副委員長 クレーム等は。

敦賀課長 クレームにつきましては、基本的にはございません。スマートフォンでアプリが登録できないだとかそういうようなお問合せというのは数件ご

ございましたが、対応しているところでございます。

逢坂委員長 そのほかございませんか。

工藤委員 スマートフォンにやっているというのが1,055件ですか、当初始まったとき、3月から9月には急激に数が増えたのですけれども、その後は数が少なくなっているのですけれども、まだまだスマートフォンを持っている人はいると思うのですけれども、今後増やしていくための対策としては何か考えていますか。

敦賀課長 私たちも委員と同様の考えで、これからもっと増やしていかなければならないなというふうに考えております。今のところ考えておりますのは、先ほど係長のほうからも触れておりましたが、周知は継続して進めていかなければならないなということで、広報による周知というのは引き続き行っていきたいというふうに考えております。イベント等がなかなかできないものですから、私どもとしましてはイベントの中での周知の方法というのを考えていたのですけれども、このような状況ですのでそういうのも取れないということで、来年度以降そういうものがありましたら積極的にイベント等へ出席しながら、登録の増に向けて努めていきたいと。現在のところそのような対応で考えているということでご理解いただければと思います。

逢坂委員長 ほかにございませんか。

阿部委員 今に関連してなのですけれども、14ページでいくとスマートフォン、5,000ライセンスに対して現在1,055ライセンス、登録者数ということなのですけれども、21%ぐらいなのですけれども、目標とする数値というのか、そういったものはあるのかどうか。

敦賀課長 目標というのはなかなか、その辺持たせるという部分の数値は明らかにしていないところなのですけれども、5,000ライセンスというのも、登録するに当たってお金がかかるとかという部分ではないので、人口の部分で最大5,000ぐらいまでは見ておいて、何台来ても対応できるような形と

いうことで5,000ライセンスとさせていただいたところです。事前に一部の地域に対してアンケートをやった中では、スマートフォンを利用している方は1,000超いらっしゃるはずですので、そういう部分では先ほどお話しさせていただいたような形で、もっと登録者数は増やしていかなければならないということ考えております。

阿部委員 1,055ライセンス、ある程度の年代の方だと意外と登録しているという思いは分かるのですけれども、若い世代になると、広報紙等で周知していくことになると思うのですけれども、紙媒体自体を見ない。回覧板にしても町の広報紙にしても見ない方というのがいるのかなと思うのです。そうなったときに周知する方法というのが限られてしまう。今後の対策というか、イベントでというのも確かにありかもしれないですけれども、そういうのも難しい状況なので、スマートフォンを持っているのは若い世代の方が圧倒的に多いと思いますので、そういった方たちに登録してもらうための方法、手法、検討されていることがあればお聞きしたいなと思います。

敦賀課長 周知につきましては先ほどご説明させていただいたような形で考えているのと、確かに委員おっしゃるとおり、若い世代の方は防災という部分に関して登録するというところまで至らない部分もあるのかなというのもございます。あと考えたのが、各事業所を回って登録の推進をお願いしたりだとか、そういうことを考えていきたいなというふうに考えておりますので、そういうもので周知徹底を図りながら、皆さんもいい案がありましたらご意見いただきながら進めていきたいなというふうに考えております。

阿部委員 もう一つなのですけれども、17ページ、町が発令する情報ということで、自分が当初想定していた情報内容と違っていろいろな情報が入ってきているなという思いもあるのですけれども、今後、イベント開催の案内であつたりそういった部分もありますけれども、行政情報以外の部分で申し上げることができるのかどうか、民間の方がやっているイベント等もお願いしたら載せることができるのかどうか、その辺お聞きしたいと思います。

敦賀課長 基本的には行政情報という部分で考えていきたいというふうに考えております。ただ、中身が営利だとかに関係する部分は難しいのかなというふうに考えておりますので、中身を見ながら、できるのかどうかという部分は考えていきたいなというふうに考えております。

阿部委員 もう一つなのですけれども、いろいろな行政情報が発信される中で、将来的な部分で考えていくと、紙媒体を減らす、ペーパーレスに近づける、そういった目標も持ちながらやっているのか、あくまでも防災 i n f o の中でそういったものを使いながらやっているというだけなのか、別の目標になってしまうのかもしれないのですけれども、どんどん、どんどんいろんな行政情報を出すことによって、今かかっている紙の経費等も削減できるとか、そういった部分を考えているとか、そういったのはどうなのでしょう。

敦賀課長 広報とかの周知の部分につきましては、当町は高齢者世帯が多いという部分で、紙媒体というのはなくせないのかなというのは基本的に思っています。このシステム自体は、防災情報の周知のあり方という部分で考えたときに、こういうやり方が今後については確実に伝わるということで導入した経緯もございますので、このシステムに関しては紙媒体をなくすとかそういう部分ではなくて、いろんな媒体を使いながら様々な情報という部分について周知に努めていければなというふうに考えております。

逢坂委員長 ほかにございませんか。

船本委員 町のほうで防災のこういうのを発信する前は、消防のスピーカーというのですか、消防でやっていたわけですが、うちがやることによって消防のほうと整理しながら、この内容については今まで消防でやっていたけれども町でやるとかというのは打合せしながらやっているのですか。

敦賀課長 放送するに当たりましては事前に消防のほうと調整しているところでございますが、流す内容につきましては、消防スピーカーから流していた

ものについてはこれまでどおりやっていただいておりますし、その中でうちに必要な部分についてはうちの中でも放送していくというようなことで、その時々でお互い情報交換しながらやっているというような状況でございます。

船本委員 今質問したのは、前に議員の中から出た、消防のやつは何でもかんでも放送というのは本来まずいのだよということを聞いていたものだから、実際にそういうことであれば消防のほうに無理させないで町のほうでやるというような方法もあるのでないかなと思って質問しました。内容は分かりました。

もう一点質問させてもらいますけれども、スマホで受けた場合、読んでいきますと下に「確認」というのがありますよね。僕も見たら「確認」を押しているのだけれども、「確認」を押すことによって町のほうで見てくれたということが分かるようになっているのか。押さないで消す人もいるようなのです。聞いてみたら、そこら辺はどういう仕組みになっているのですか。

山田係長 先ほど資料の中でも配信結果がこのように表示されますよということで8ページでご説明させていただいたのですが、スマホアプリで開きまして確認ボタンを押していただきますと、画面上に既読したというような表示で伝わってくる形になります。

船本委員 戸別受信機もそういうのがあるのですか。

山田係長 戸別受信機の中にも確認ボタンというのがありますので、聞き終わった後に確認ボタンを押していただくと、既読したよという表示になります。

逢坂委員長 ほかにございませんか。

磯野副委員長 9ページ、10ページ、機械の話なのですが、音声専用戸別受信機の特徴の中に乾電池式駆動により停電時も受信可能となっているのですが、乾電池の寿命だとかそういうものというのはどの程度なのか。それと、もし切れたときに利用者に対して通知をするという機能はある

のでしょうか。

山田係長 基本的に乾電池、お渡しした当初は予備用の乾電池が8本ついていますので、その乾電池を使ってやっていただくということになるのですけれども、それが切れていった以降については、申し訳ないのですけれども、利用者の負担でということをお願いしてやってきております。

磯野副委員長 停電時も受信可能というので、停電になってみないと本当に乾電池があるのかなのかというのは分からないわけですので、1年ごとに交換してくださいよとかそういう話というのはされているのか。

山田係長 乾電池の寿命が何年かというのは今分からない状況ですけれども、通常市販されている乾電池を使っていただくことを想定しておりますけれども、電池の残量がなくなったら赤いランプでお知らせするような形になっておりますので、それで判断していただいて買い換えていただくというような形になっております。

磯野副委員長 島で使っているタブレット、これの停電時の対応というのはバッテリー内蔵とかあるのですか。

山田係長 タブレットについては当然乾電池の対応にはなっていないので、常にコンセントにつないでいただきまして、そうしたら充電状態になっておりますので、停電した場合は充電の残量で対応していただく形になります。

逢坂委員長 ほかにございませんか。

森 議長 先ほどからインフォメーションの話が出ていて、前向きに捉えているなという印象だったのですけれども、私なりに私の周りの話を聞くと、最初つくつと①とか出てくるので反応していたのですが、あまりにも煩雑にいろんなものが出てきて、中身を見ると3密を避けましょうとかテレビでもしよっちゅうやっているようなものが連発して入ってきたりすることで煩わしいという声もないわけではないので、テレビで見て常識で分かるようなものとか地域全体に関わるようなものは精査して、

テレビだとかそういうものでは分からないようなものに絞っていく必要があるのではないかなという声をお聞きしましたので、私も同じような感想を持ちますので、その辺は検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。そういう声はないでしょうか。頻繁に来過ぎるという。

敦賀課長 ただいまのご質問につきましては、特段こちらのほうに入ってきているという部分は聞いてはいないところなのですが、確かにおっしゃるとおりの部分でございますので、こちらとしても内容は精査していきたいと思っているのですが、情報も今時期だとないということで同じような内容の繰り返しになっている部分がございますので、その辺は考えていきながらやっていきたいと思っています。

森 議長 少し細かい技術に関わる問題かもしれませんが、何点かお聞きします。同じものが同じ時間帯に3本入ってきたり、同じ内容のものが時間帯置きに何本か入ってくるという現象が既にあります。この辺については、そういう報告を受けていたり、実態として把握した対策ということはあるでしょうか。

山田係長 今回のアプリの受信対象については、市街と天売と焼尻というふうに分かれて、皆さん情報を選択して取得していただくというような方式になるのですが、市街、天売、焼尻の3つを取っている方については、私どもが全域に配信したらそれぞれの地域に情報が届くということになりますので、市街での情報、天売での情報、焼尻での情報という形で入っていくような形になろうかと思うのですが、それについては市街地区の情報だけ取っている方もいらっしゃいますので分けて配信するというのは難しいのですが、そういう事象なのかなというところで考えています。

森 議長 分かりました。
あと、5月19日に出ている即時音声合成メッセージ、赤い三角びっくりマークつきのやつが来ましたが、イメージとしては、これが流れてきたときに音声自動的に流れるのかなというイメージでいましたけれども、私も私の家族もそのときリアルタイムで見えてまして、特段音

もバイブもしなかった。これはそういうものなのでしょうか。

山田係長 5月19日はJアラートの一斉試験が行われた日でありまして、そのことかと思うのですけれども、スマートフォンの機種、端末の設定によりまして情報の受け取り方が変わってくるというのがありまして、今回の試験についてはお知らせはしているのですけれども、アンドロイドの場合は音の設定をアプリの中でできるので、音の設定をしていればその音で鳴るといような設定があるのですけれども、 아이폰については 아이폰の仕様で音を読み上げるといような機能がないものですから、音は鳴るのですけれども、Jアラートですといような読み上げはされない設定になっております。

森 議長 うちは 아이폰で、それが正解だったということです。今初めて聞いたので、ああなるところにそういうのを知らせてあげないと、うちは鳴らないといような疑問が出てくるかと思しますので、どこまで周知するかどうか分かりませんが、公式見解として情報として流すべきだと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、App Storeなりグーグルの関係の中で、GPS機能が入っているので電池の減りが早いといことで外すといようなことが何年前前のApp Storeの評価にありましたけれども、現状羽幌で使っているインフォカナルのGPS、常に位置情報を取っているのか、取っているとしたらそれは自分で解除したり取ったり、見たときだけ位置情報を分かるという選び方もできることはできるのですよね。それは現状としてはどうい装置になっていますか。

山田係長 位置情報につきましては、設定の中で位置情報サービスを利用するかどうかといのを最初インストールした段階で選択する形になりますので、そこで使用するといふうに選択すれば位置情報を利用するといような形になっております。

森 議長 今見ているのですけれども、普通のアプリだと、位置情報を利用するしない、もう一つは、アプリを接続したときだけするといのが普通なのですけれども、設定の画面を見ても位置情報サービスを使用しますかし

ないかしかないので、その2択しかないということで、確認ですけれども、そういうことでよろしいですか。

山田係長 そのようなことでよろしいかと思えます。

森 議長 分かりました。

最後にしますけれども、なかなか普及は大変だろうなという気がします。1,055といっても、うちの場合でいうと2人入っているわけですから1世帯で2つですよ。そういう例もかなりある可能性があって、世帯数からするとこれより何分の1かなという感じがしますので、本来こういうものは全世帯に行き渡るということを目標に入れておりましたので、先ほどほかの委員からも出ていましたけれども、インセンティブというか、入れることによってプラスメリットがある。ひよっとしたら抽選で10万円当たるとか、それがいいかどうかは別にして、入れることによつてのそういうキャンペーンみたいなものをやるというのも1つ考えてはどうかと思います。コロナのワクチンの関係でアメリカでは宝くじとかやっていて、賛否はあると思いますが、広報だけで入る人は入ったので、増えていかないのではないかなと心配しますので、行政側としてインセンティブをつけるというのを発想としては持っていますが、自分たちから打ち出すとお金を持っている人にお金をやるのかみたいな議論とかいろいろあるだろうなと思いますけれども、状況を見て、あと半年、1年ほとんど増えないということであれば、もっと入れてもらうことに対して多額の予算を使いながら、自分たちの身を守るという倫理観だけでは進まないような気がしますので、答弁は結構ですけれども、何らかの形でそういうことも含めて考えていただきたいと思います。これで終わります。

逢坂委員長 ほかにございませんか。(なし。の声) ないようですので、私のほうから何点か質問させていただきます。まず、9から14ページ、先ほど各委員からも何回か質問があったのですが、これを入れる当時の目的は防災だったと僕は記憶しているのです。防災でなければただの一般放送の役割ですから、これは防災行政無線ですから、先ほど来話が出ていますけれども、いろんなことを考えないと防災としての役割を果たせないのでは

ないかと思うのです。各委員からも出ていましたが、このままでは何かあったときに防災として入れたものが役に立たないのではないかと本当に心配しているのです。ですから、そういう方法をぜひ検討して早急に何らかの形で、両島についてはホーンで全域カバーされていますけれども、羽幌町の市街においては半分はカバーされていない部分がありますので、ぜひそこは検討して、ここの部分については答弁はいいです。ぜひ検討してください。

もう一点、先ほど船本委員からも出たのですけれども、消防との兼ね合いの中で一番気になっているのはお悔やみの放送なのです。それから、交通安全の放送もやっているのです。防災行政無線ができた時点でお悔やみの放送等については役場のほうでやるというふうに僕は認識しているのですけれども、ぜひ検討していただいて、お悔やみと一般放送との関係、緊急時は緊急時でいいのですけれども、町としては最初からは含めていなかったのかどうか、その辺含めてご答弁いただければと思います。

敦賀課長

一般的にシステムから発信する情報につきましては、日常的にシステムがきちんと作動するかどうか、そういう観点から行政情報についても定期的に発信していこうということで実施しているものでございます。お悔やみにつきましては当初から考えておりませんでした。というのは、皆さんに周知する内容というのは皆さんに関わるような部分になってくるのかなと思いますので、お悔やみですと特定の方だけの情報になってくるのかなという部分も考えられますので、その辺についてはシステムから発信するということは控えていきたいという考えを持っておりました。

逢坂委員長

そういう意味でなくて、僕が消防時代に調べたのは、お悔やみの放送自体、消防ではできないのです。実を言うと。有線以外はできないのです。電波だからできないのです。電波法違反ですから。有線でお悔やみの放送をやっているのです。防災 i n f o はぼろでそういうものはできないのかなという部分があって質問しているのです。お悔やみについてはできませんよというふうに、きちんと調べられてそういうふうなことになっているのか。通常の電波は駄目なのです、お悔やみの放送は。有線で

ないと駄目なのです。細かい話になるのですが、本人の許可がなければお悔やみの放送も駄目なのです。そういう法律もたくさんあってあれなのですけれども、その辺きちっと調べて、防災 i n f o はぼろを使うのか、従前のおり消防の有線で行うのか、ぜひ検討していただければなというふうに思いますので、考え方があれば。

敦賀課長 電波法の関係も、防災に関する部分だとか災害復旧だとかという部分の中に地方行政に関する業務執行上の情報についても放送できるというふうになっております。お悔やみの中に入ってくるかどうかというのは私どもとしては分からないのですけれども、これまでも消防としては日常の点検という部分の範囲の中でそういう放送についてもやってきたのかなという、私どもとしてはそういう認識をしているところでございます。ただ、消防の部分についてはこちらのほうでどうこう言える部分もないものですから、うちのシステムとしては先ほど申し上げたとおり、お悔やみまでシステムから発信するという考えは持っていないのですけれども、消防のほうの考え方というのも確認していきたいなというふうに思います。

逢坂委員長 分かりました。ぜひ協議というか、検討してください。
ほかになければ終わります。それでは、総務課についてはこれで終了させていただきます。
ここで10分間、2時半まで休憩します。どうもご苦労さまです。

(休憩 14:20～14:30)

逢坂委員長

それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。

次に、2件目の指定管理者制度について担当課より説明をいただきたいと思います。

2 指定管理者制度について

説明員 地域振興課 清水課長、佐々木係長

清水課長 14:30～14:31

お疲れのところ大変申し訳ございません。それでは、指定管理者制度の説明ということで、担当係長のほうから説明させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

佐々木係長 14:31～14:38

それでは、私のほうから指定管理者制度につきまして説明させていただきます。1枚物の指定管理者制度説明資料一覧ということで記載しておりますペーパーに従いまして資料No. 1からNo. 5までの資料について説明させていただきますが、資料に漏れ等はないでしょうか。なければ、資料No. 1を基に制度の概要を説明させていただきますと思います。

まず1番、制度創設の背景ですけれども、従前、公の施設は、公共性を確保し、多くの住民に均等に利用されるものとして、管理を委託する場合は政令で定める出資法人等の公的団体ということで限定されておりました。その後、公的団体以外に管理運営能力を持った民間団体が増加するとともに、平成13年小泉内閣のいわゆる骨太方針ということで民間活力の導入が推進されていく中におきまして、公の施設の運営につきましても、多様化する住民ニーズに的確に対応するためには民間のノウハウが有効的と言われまして、平成15年、自治法の改正によりまして、それまでの管理委託制度、これを廃止しまして、民間法人等が管理運営できます指定管理者制度というものが設けられました。

2の公の施設とはですけれども、地方自治法で、住民の福祉を増進する目的を持って、その利用に供するための施設ということで、明確に区分できる規定になっておりませんが、福祉施設、文化施設、体育館、観光施設、公園施設などのほか、道路、河川なども該当いたします。役場庁舎、産廃施設などの行政事務を執行するための施設は該当しないというのが総務省の見解とされております。

3番の羽幌町の主な公の施設ということで、(1)の学校教育施設から記載しておりまして、(2)の公民館につきましては社会教育法第24条、郷土資料館は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条で公の施設ということで規定されているものになります。めくっていただきまして、(3)の社会体育施設以下(11)の都市公園施設まで記載がありますけれども、ここにつきましては省略させていただきますので、後ほど御覧いただければというふうに思います。

4番の管理委託制度と指定管理者制度ですけれども、まず(1)としまして平成19年9月1日までの管理委託制度につきましては、次ページになりますけれども、施設の設置者である自治体と管理主体との委託契約に基づきまして管理事務、業務を行うもので、施設の管理権限、責任及び使用許可等は委託できませんでした。(2)は平成15年9月2日からの指定管理者制度となりますけれども、施設の設置者であります自治体は、議会

の議決によりまして指定管理者を指定し、施設の管理権限、使用許可権限を委任する制度でありまして、自治体は設置者の責任として指定管理者を監督することになります。下の縦横の表につきましては、管理委託制度と指定管理者制度、それぞれ比較できるように記載しております。

5番の指定管理者制度を導入するメリット、デメリットですけれども、メリットの1つ目としまして、民間事業者としてのノウハウを生かし、魅力的な自主事業、地域向けイベントの充実など多様化する住民ニーズへの的確な対応により、住民の満足度向上が期待できるものと考えます。2つ目に、指定管理者を公募することで、事業者間の競争により自治体の経費縮減につながるということが期待できるというふうに考えます。(2)のデメリットといたしましては、1つ目に、自治体が利用者と直接関わることが少なくなり、自治体が対応しなければならない要望等を受けにくくするなどが考えられます。めくっていただきまして、2つ目に、指定期間ごとに指定管理者が変更することによりましてサービスの内容に継続性がなくなることがありまして、併せて次期指定期間の公募をしても現行の指定管理者しか応募せず、競争原理がなくなり、新たなサービスや経費縮減につながる提案がなくなるというようなことなどが考えられます。

6番、羽幌町の指定管理者制度の導入経過になりますけれども、自治法の改正は平成15年9月でしたけれども、3年間の経過措置がありまして、平成17年9月に手続条例、同条例の施行規則、それと選定委員会設置要綱を制定しております。下の表が、平成18年度に、一番左の特別養護老人ホームしあわせ荘と真ん中のいきいき交流センター、サンセットプラザですけれども、この2施設の管理をはじめ、これまで5施設を指定管理者で実施してまいりました。現在、令和3年度は、左から3施設、こちらは指定管理ということになっておりまして、右の2施設は直営管理になっております。

次の5ページ目は、参考に公の施設の設置、管理及び廃止ということで地方自治法第244条の2を抜粋しております。そのほかお配りしております資料No.2は手続条例、資料3は同条例の施行規則、資料4につきましては選定委員会設置要綱、最後に資料No.5としまして選定委員会の選考基準ということになりますけれども、それぞれ御覧いただきまして、説明のほうは省略させていただきたいと思っております。

以上、簡単ですけれども、資料の説明は以上です。

逢坂委員長

ありがとうございます。ただいま説明をいただきましたので、これから質疑、答弁等を受けたいと思っております。これについては挙手にてよろしくお願いをいたします。

それでは、何かございますか。

船本委員 今説明あったように指定管理5か所やって、残念と言っていいかどうか分かりませんが、焼尻めん羊と体育館が直営になってしまった。担当課でなければ分からないといえればそれまでなのだけれども、指導する担当課というのは委員長から聞いていますのであえて質問させていただこうと思うのですが、直営の部分については今後このまま直営でいくのか、それとも指定管理制度でやっていくのか、そこら辺どんな考えなのでしょう。

清水課長 先ほどもメリットとデメリット、うちの主観ではあるのですが、経費の節減ができて、そして住民サービスが行き届くといえますか、そういったものを充実する手法がまた新たに指定管理によってできるという見通しが立てば、いつでも指定管理のほうに移行できればいいのかなと。そのほかにも1ページ目の下のほうから2ページ目の下のほうまで公の施設の代表的なものを抜粋してありますので、これらの施設の管理運営につきましても同様に、住民サービスが行き届くですとか経費節減につながるというものがありましたらどんどん導入していければなというふうに思っております。

船本委員 今課長からそういうお答えを聞いて、よかったなと思ったのですが、さっき説明あったように平成15年の地方自治法の改正によって管理委託から指定管理者に移行した。3年間の猶予をもって変えていった。メリット、デメリットも書いていました。非常にいいなと思うのだけれども、これだけの公の施設があって、これから増やしていく、いいものはどんどん取り入れていく、それも大事なのだけれども、めん羊なり体育館のほうも直営になってしまった。国でこの制度をつくったときには、皆さんのほうが詳しいだろうけれども、普通であれば条例の作り方だとか、いろんな指導をして通達だとか何だとか渡すのだけれども、この制度については、平成11年かな、PFI、民間の資金を入れて公共施設を建てるといったときに、それに準じてと言ったらおかしいけれども、それに続けて指定管理制度を平成15年に出している。指導が全然なかったのはなぜか調べてみたら、地方公共団体に任せるのだと。全部委ねて、地方

て事務作業の選定にすぎないのだと。附属機関で、民間の委員も入って公正な立場でやるべきでないかというのが3冊とも書いています。3冊でなくて2冊です。1冊目はまだそこら辺分からなかったから出していなかったのだけれども、2冊はそういう書き方しているのですが、附属機関にするとなれば当然条例を作らなければ、施行規則に載っているからこれに移さなければならぬのだろうけれども、条例も作って附属機関としてやる考えがあるのかどうなのか、そこら辺お聞きします。

清水課長 附属機関という位置づけではないのですけれども、資料No. 4が選定委員会の設置要綱ということになっておりまして、3条が組織ということで、役場内部の職員、副町長、地域振興課長、総務課長、財務課長、それと施設の所管課長、その下に第4条で専門委員というのがあるのですけれども、この専門委員というのが民間の方を現在は2名お願いして、一緒に審査に入らせていただいております。当初から民間の方に入らせていただいたのですけれども、当初は専門委員という言い方をしないで、その人方もひっくるめて委員という位置づけになっておりました。

船本委員 そうしたら今は選定委員会というのが1つあって、選定委員会は選定委員会の設置要綱で担当課長がなっている組織だと。それと、専門委員というのは民間人が2人入った、専門委員というのは2つの組織があるのですか。

清水課長 組織的には1つといいますか、要綱の作り方は組織というのと専門委員というのと分けて書いているのですけれども、実際には1つの選定委員会として審査してやっております。

船本委員 ちょっと分かりづらいね。普通こんな作り方しないと思うのだけれども、今条例の作り方、要綱なり規則の作り方が変わってきたのかな。

清水課長 当初平成17年のときに要綱を作ったのは私なのですけれども、そのときはこういう作り方をしていなくて、人事異動があって10年ぶりぐらいに戻ってきたらこういう形になっていたものですから、委員報酬を払うとか公務災害補償とか、その辺の絡みで分けたのかなという気はしている

のですけれども、答弁としては自信ないのですけれども、どっちにしても内容的にはそういうことですので、ご理解いただければと思います。

船本委員 今聞いていけば附属機関のような内容なので。それであれば要綱、こういうのは削ってしまって、条例なら条例で附属機関をきちんとつくるべきだと私は思うのですけれども、そこら辺検討してください。
あと、公募の関係なのだけれども、条例第5条かな、公募しないでやるというのがありますよね。

(何事か呼ぶ者あり)

船本委員 公募によらない指定管理者の候補者の選定等となっているでしょう。

(何事か呼ぶ者あり)

船本委員 5条です。公募しないでできるよということになっているのだけれども、業者がそんなにいないのだから、それか物によっては町内の業者を守るというか、そういうことであればこういう制度もどんどん、せっかくあるのだから使っていくべきでないかなと。ただ条例を作ったというのではなく、条例なり規則なり準則なり生かしていかなければならないと思うのだけれども、そこら辺はどうなのか。

清水課長 特老とデイのほうは公募によらない方法で随契みたいな形で、こういう指定管理業務をやりますという提案はしてもらうのですけれども、そういった中で公募によらないという、この部分を使ってやっております。

船本委員 分かりました。
それから、指定期間の問題、1年、2年、一番多いのは3年、5年が一番多い。10年以上というのも何件かあるけれども、私が見ているのはあくまでも参考書なので。参考書だけれども国から出していないものだから、当時の自治省、今の総務省の職員も2人一緒に入って監修したりなんかしている本なのです。けれども、改めてきているわけでないから、私は参考書という捉え方で見ているのだけれども、それなんかでいえば、

あまり長期、10年もというのはあれでないかと。それは特例みたいなものだ。さっき言ったPFIで民間の資金を借りている期間、債務負担行為もやらなければならないのだけれども、それをやったようなやつは10年、15年というのがあるけれども、あまりケースがないと。だけれども、うちのホテルについては10年でやっていますよね。あのとき僕は、あまりにも長過ぎないかという言い方をしたはずなので。期間を定める根拠というか、今年も特別養護老人ホームについて全員の反対議決で否決された経緯があるでしょう。期間というのはどういうあれでもってやるのか。指導機関の担当課長としてどのようにお考えなのですか。

清水課長　あくまで個別の施設ごとに考えていくのですけれども、先ほどおっしゃったサンセットプラザの10年といいますのは、10年間のスパンがなければ収支の採算がとれないというような、そんな担当課の考え方があったものですから、10年でいきましょうかということで決めていると。大体5年ぐらいのスパンでやっているのですけれども、急に経営が変わったりですとかそういったことで手法が変わられても困るというような部分もありますので、大体は5年ぐらいなのかなと。あとは個別に個々の施設ごとに検討してまいりたいなというふうに考えております。

逢坂委員長　暫時休憩します。

(休憩 14:57～15:01)

逢坂委員長　それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

船本委員　選定委員会の話が出たのだけれども、体育館のときにも独り歩きした経緯があるのです。議会で某議員が同じことを言っていたのだけれども、選定委員会の中で駄目だと決まったのだと。これは非常に危険だという言い方をしているのです、本では。選定委員会では決められないと。条例を作って附属機関であれば諮問して答申をもらうということで、あくまでも今の段階では参考にしてもらう、意見を聞かせてもらって、決めるのは行政のほうで決めるのだと。さっきもそこら辺、選定委員会の中でという言い方したのだけれども、そういう言い方はしないほうがいい

という言い方しているのだけれど。選定委員会では決められないと思うのです。そこら辺どうなのですか。

清水課長 選定委員会に決定権はございません。あくまで選定委員会の審査結果を参考にして町長が決めるものです。

逢坂委員長 ほかにございませんか。

阿部委員 資料No. 1の3ページのメリット、デメリットで、課長のほうからも施設管理者のアイデアでやってもらう、自治体の経費削減、縮減につながる部分というのがメリットとしてあるということで、今後についてもというような話がありましたけれども、ここ最近是指定管理の件からいきますと、選定するに当たって経費削減、縮減といった部分が先行してしまっているのかなというのがあるのですけれども、その辺の町としての考え方であったり方向性というのはどうなのか、まずお聞きしたいと思います。

清水課長 経費縮減と住民サービスというバランスなのだと思っております。一方で、今の町長は健全財政というようなことで言っておりますので、その辺も意識しながらいかなければなというふうに思っております。

阿部委員 もちろん財政的な部分で経費の縮減ということも分かりますけれども、地域の特性上、人口の多いところだったら収益が見込める部分というのも大きくあると思うのですけれども、人口が少ない中で利用者数であったりそういった部分を考えていくと、経費の縮減だけを目指していけば住民サービスという部分は低下せざるを得ないのかなといった考えにもなるのですけれども、確かにバランスも大事ですけれども、地域の人口規模であったりこれまでの経緯といったものを考えれば今後、体育館等については指定管理に戻るといのは難しいのかなと思いますけれども、特養であったりデイサービスはまた違いますけれども、ほかの部分は経費削減だけが全てではないのかなと思うのですけれども、改めてその辺のお考えをお聞きしたいと思います。

清水課長 ただいまのご意見、経費縮減を重視してやっているのではないかという
ような、そんな意見かなというふうに思います。我々としてもお金あり
きというふうには考えておりませんで、ある程度お金はかかっても住民
サービスにつながるというのが大事なかなというふうに思っております。

阿部委員 課長から今答弁ありましたけれども、地域振興課だけで判断するという
部分は難しいところもあるとは思うのです。福祉施設であったり観光施
設となればいろいろな部分で政策的に考えていかなければならない部分
もあると思いますので、関係機関との協議も大事ですけれども、関係各
課でそういった部分、経費が多少かかったとしても住民サービスを維持
していくという考えを持ちながら今後連携していただきたいと思いま
すけれども、改めてお願いしたいと思います。

清水課長 連携はしているつもりなのですが、どっちにしましても施設を所
管する課というのが現場にも一番近く行っていますので、担当課の意見
というのはあくまで尊重しまして、我々があまり主張し過ぎるというの
もうまくいかない部分がありますので、そういったことで全体のバラン
スを見ながら考えていきたいなと思っております。

逢坂委員長 ほかに。

船本委員 もう一点、焼尻めん羊、公の施設という考え方で、それはそれでいいと
思うのです。全国的に見て、生き物を管理して、指定管理をやっている
ところというのは聞いたことがありますか。

清水課長 公の施設で生き物を管理しているところ、基本的にはあまりないと思
います。この制度が始まって、直営でやっていけないから何とか、当時ア
ウトソーシングという言い方をされていて、どこか手を挙げてくれると
ころに渡しましょうということで指定管理者制度に乗っかってというこ
とで、焼尻めん羊牧場の管理条例を、無理やりでもないですけれども、公
の施設という位置づけに改正してやった部分でありまして、一般的には
観光牧場とかという位置づけにしますと公の施設という位置づけにし
たりするのかもしれないですけれども、種畜で公の施設というのはまれか

なというふうに思っております。

逢坂委員長 ほかにございませんか。

森 議 長 少し具体的に確認させていただきたいと思います。まず、アンビックスとの指定契約の中で、担当課は商工観光になると思うのですが、毎年の契約金額ありますよね。町が負担する金額について毎年見直しが可能のような、またするような発言があって、不透明な感じがいたしました。一般的に言うと10年契約で町の負担が二千何百万だとしたら、契約期間中は変更が利かないというふうな認識で議員のほうはスタートしていたと思うのですが、昨年辺りの議論の中で見直しも含めて考えなければいけないようなことが出ていたような気がします。指定管理者制度の条例その他いろいろありますけれども、そういうことをどこで規定しているのかどうかというのを確認させていただくと、直接の具体的なことは担当課ではありませんので求めませんけれども、そういうことはその都度その都度話し合って決めるとかというのであれば条例というか、何らかの形で入れなければならないと思いますけれども、その辺について確認したいと思います。

清水課長 資料No. 2の条例の3ページ目の第7条、協定の締結ということで、これらの内容を網羅した協定を締結してくださいというのが条例になっております。アンビックスの指定管理料、年間2,400万のことなのだろうと思うのですが、今手元に協定を持ってきていないので何とも言えないのですが、どっちにしましても協定といいますのは協定書に記載のない事項とかは双方協議して決定しますというような一文が大体入っていると思うので、10年間のスパンで年間2,400万の指定管理料が合わなくなったとか、そういった事情があるのかなというような気はしております。去年にしましては、新型コロナの臨時交付金で3,000万ですか、という予算化をさせていただいておりますので、そういった部分も含めて今後全然見通せないというような状況もあるので、そういった話が出てきているのかなという気がしております。

森 議 長 追いつかなくて何ページのところなのか、話だけしか聞いていないのですが、契約とは別に協定を結んでいて、その都度事情に合わせて使用料金額を話し合うというものがアンビックスと町との間で結ばれているということですよね。

清水課長 5か年だったら5か年の基本協定があるほかに年度協定を交わして、その中で指定管理料を規定していたりするような、全部が全部そういうパターンではないのですけれども、大体そういったパターンで基本協定と年度協定の2本でやっております。

森 議 長 作ったときもいろいろ話があって、最終的には議会議決が必要だということで、最初かなりあいまいなところからスタートしていたのです。契約その他のものが必要だということになって、会社の経営状況なんかは議会への報告義務はないという法的な立てつけがあって、議会と当時の担当、最終的には町長の決裁を得て、その代わり年に1度報告会の中でそういうものをやるということがありました。そのときに議会議員として一番危惧したのは、よく分からないままいろんなものが変わっていくということはまずいのではないかとというようなことがベースにあって、2,400万の契約を結ぶ際に、なぜ2,400万にするのかということ町長が言っていたのです。その時点では料理がおいしくないからおいしくするのが目的だとかというのが一番の理由だったりして、みんな何も反応できないような状態だったような気がしますけれども、本来であれば、裏協定ではないのだけれども、そんなイメージに思うのです。全く議会にその話がなかったと思うのです。ちょうどいた頃だと思うのですけれども、実は年間2,400万で契約しますということはやり取りも、高い安いとまではいかなかったかもしれないけれども、なぜそれだけのお金が必要だということがあったときに議会に対して、これは毎年のことですから毎年見直しをかけたか話し合いをしますという報告は、実は全然なかったと思うのです。これは私の記憶違いではなくて、その話が出たときに各議員も、皆さんそういう記憶ありますかと言うと誰もないということで、今日はいいい機会だから確認しようということだったのです。現実にある中でこう言っていたことです。協定の中身、原文について何らかの形で見せていただくことは可能ですか。今日は無理だと思いますけれ

ども。

清水課長 担当課のほうで持っていて、うちのほうで持っていないものですか
ら答弁は……

森 議 長 分かりました。委員長、今言った現状だと思うのです。議員が全く知ら
ない協定が、そのこと以外にも協定があるのかどうかということも含め
て確認する必要あると思いますので、担当委員会の所管事項調査という
ことで何らかの形で調査をお願いしたいと思うのですけれども、どうで
しょうか。

逢坂委員長 ただいま森議長のほうからありました協定、アンビックスについて……

森 議 長 ほかに僕らが知らない、全く分からない協定みたいなものを結んでい
るところがあるのであれば……

逢坂委員長 開示できるような方向で担当課と協議してまいりたい、というふうに進
めていきます。

森 議 長 期限契約なのです。先ほどから長いとか短いとかという話もありますけ
れども、具体例からするとめん羊に関しては契約期限内に、僕の印象で
は、契約破棄という言い方がいいのかどうか分からないですけれども、
どっちかが申入れしないと普通そういうことはできないのだと思うので
すが、あって、結果として指定管理を外すということが起きたと思いま
す。それともあうんの呼吸というか、お互いにずっと契約に対して話を
していて、用意ドン、スタートと同時に契約を解消したということにな
ったのかもしれませんが。今後ですけれども、契約期間中に指定管理を受
けた人間が特別な理由なく、簡単に言うとやりたくないからやめたとい
うこと自体、契約という言葉がついたらできないと思うのですけれども、
何ページの何条の条例の中に契約破棄というか、契約変更、そういうも
のがうたってあるのか、うたっていないとすればどういう形の規定があ
ってそういうことが現実的にやれたのかということを確認したいと思いま
す。

逢坂委員長 暫時休憩します。

(休憩 15:17～15:18)

逢坂委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

清水課長 資料No. 2の3ページ目の第7条、協定の締結ということで、この部分だけしか条例では特に規定していないところです。個別に担当課のほうで指定管理事業者と協定を交わす中で指定期間ですとかそういったものを規定するというようになっております。

逢坂委員長 暫時休憩します。

(休憩 15:19～15:19)

逢坂委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

森 議長 一方的に私言いますけれども、契約というものと協定というものが具体的にどう違うのかという部分では、契約行為というようなものに関してはどういう意味なのだというのは私は理解しているのです。要するに法律上の契約とあれというもので、いずれにしても口頭でも契約行為になる場合がある。文書を交わさなくても約束したら契約行為になる。賠償責任とかいろんなものになるのですけれども、少なくとも指定期間に対する事項も協定で定めるということも含めて、指定の取消しとか一方的に自分が取り消すに関してはそれなりの理由があって取り消すということは当然できるということは規定されているのですけれども、相手側から破棄するというようなことに対してどう具体的に対応するかというのは議会としてはこの中身では全くできませんので、これも改めて、先ほどの指定管理料ですか、に加えて、契約期間に対してどういう形であれを破棄するのかということもありますので、今起こっているところ、議会の仕組みからするとアンビックスは総務、特老は文教みたいな形で分かれますので、取りあえず今の段階では総務委員会に所管されるアンビックス、過去に遡ってめん羊のほうも、これは今やっていませんからあ

れはないですけれども、当時の協定がどうだったかということ进行调查して勉強して今後役に立てなければなりませんので、先ほどと同様に委員長のほうから委員の了解を得て、協定の中身を議会として報告を求めて調査、審査する必要があると思いますので、委員会の中で検討して結論を出していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

逢坂委員長　ただいま議長のほうから提案がありました指定管理等の破棄について、委員会のほうで担当課とあれしなして、機会をつくりまして、そういう部分についてどういうふうになっているか説明を求めていきたいというふうに……

森議長　すみません。細かいことをどうこうクレームつけるわけではないですけれども、要するに協定の中身を議会議員に全く知らせないままずっと十何年間運用されてきたという現実がありますので、具体的に挙げればさつき何点かありましたけれども、議会としては協定を締結した際に協定の中身を知ることがすごく、知らないで今まで空回りの議論みたいなことも現実に起きていたりしますので、協定の中身を知りたいと。契約金額に限らず協定の中身を調査事項として要求すべきではないかという私としての、諮問でも何でもありませんけれども、委員会に対しての発言ということでもありますので、委員長引き取って委員長権限、ほかの委員の賛同が得られるのであればそういうことを調査事項に上げていただけないかなというのが意見であります。

逢坂委員長　分かりました。ただいま議長のほうからも意見がありましたが、指定管理等の締結、協定の中身について知らない部分が多々あるということで、これにつきまして総務委員会、私どもの委員会で取り上げて、その部分について調査をしたいと思うので、委員の賛同があればそういうふうにしたいと思いますが、各委員いいですか。(はい。の声) それでは、調査案件として今後取り上げていきたいというふうに思います。
そのほか。

船本委員　私の聞き違いかも分からないのだけれども、協定、二種類あるとかと言わなかったですか。

清水課長 施設によって違うかもしれないですけども、長期的な基本協定書というやつと年度ごとの年度協定、ネーミングがどうだったか、それぞれの施設ごとだったと思うのですけれども、そういったもので2本というパターンが多いかなというふうに認識しています。

逢坂委員長 ほかにございませんか。(なし。の声) なければ、これで委員会を終了させていただきます。本日は大変ご苦労さまでございました。